

## 精撰答練[実力養成編] 第1回 第12問

第12問 Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称して、Cに対し、B所有の建物を売り渡した(以下「本件売買契約」という。)。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aが死亡し、BがAを単独相続した場合、本件売買契約は当然に有効となる。

イ Bが死亡し、Aと、Bの妻でありAの母親であるDがBを共同相続した場合、Dが無権代理行為を追認しても、Aは無権代理行為の追認を拒絶することができる。

ウ BがCに対して無権代理行為の追認を拒絶した後に、Bが死亡し、AがBを単独相続したときであっても、本件売買契約は有効とはならない。

エ Bが無権代理行為の追認も追認拒絶もしないまま死亡し、AがBを単独相続した場合、本件売買契約は当然に有効となる。

オ Aが死亡し、Bと、Bの妻でありAの母親であるDがAを共同相続した後、Bが無権代理行為の追認も追認拒絶もしないまま死亡して、DがBを単独相続した場合、本件売買契約は有効となる。

1 アイ

2 アウ

3 イオ

4 ウエ

5 エオ